

水産庁

プレスリリース

平成22年3月26日
水産庁

「ワシントン条約(CITES)第15回 締約国会議」の結果について

2010年3月13日から25日まで、ドーハ(カタール)において開催されました「ワシントン条約(CITES)第15回 締約国会議」の結果についてお知らせします。

1. 日時・場所

2010年3月13日(土曜日)～25日(木曜日)、ドーハ(カタール)

2. 我が国からの出席者

水産庁、林野庁、外務省、環境省、経済産業省、水産関係団体等の民間団体

3. 主な議題(水産関係)とその結果の概要

大西洋クロマグロ、アカシュモクザメ(類似種シロシュモクザメ、ヒラシュモクザメ)、ヨゴレ、ニシネズミザメ、アブラツノザメ及び宝石サンゴの附属書掲載提案について、全ての提案が否決されました。

詳細は添付資料のとおりです。

<添付資料>(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

[附属書掲載提案の採決結果\(PDF:138KB\)](#)

[農林水産大臣談話\(PDF:163KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

増殖推進部漁場資源課
担当者: 香川、田原
代表: 03-3502-8111(内線6805)
ダイヤルイン: 03-6744-2381
FAX: 03-3592-0759

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

水産庁

第15回ワシントン条約締約国会議における附属書改正提案の採決結果

平成22年3月25日
水 産 庁

○大西洋クロマグロ（モナコによる附属書Ⅰ掲載提案）

3月18日 第1委員会採決
モナコ提案 【否決】 ○ [賛成：20票（賛成票割合22.7%）
（日本は反対） 反対：68票 棄権：30カ国

EU修正提案 【否決】 ○ [賛成：43票（賛成票割合37.4%）
（日本は反対） 反対：72票 棄権：14カ国

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

○宝石サンゴ（米国、EUによる附属書Ⅱ掲載提案）

3月21日 第1委員会 【否決】 ○ [賛成：64票（賛成票割合52.0%）
（日本は反対） 反対：59票 棄権：10カ国

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

○アカシュモクザメ及び類似種4種（米国、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案 →修正提案：類似種のうち2種を削除）

3月23日 第1委員会 【否決】 ○ [賛成：75票（賛成票割合62.5%）
（日本は反対） 反対：45票 棄権：14カ国

3月25日 本会議 【否決】 ○ [賛成：76票（賛成票割合58.9%）
（日本は反対） 反対：53票 棄権：14カ国

○ヨゴレ（米国、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案）

3月23日 第1委員会 【否決】 ○ [賛成：75票（賛成票割合59.5%）
（日本は反対） 反対：51票 棄権：16カ国

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

○ニシネズミザメ（EU、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案）

3月23日 第1委員会 【可決】 ● [賛成：86票（賛成票割合67.2%）
（日本は反対） 反対：42票 棄権：8カ国

3月25日 本会議 【否決】 ○ [賛成：84票（賛成票割合64.6%）
（日本は反対） 反対：46票 棄権：10カ国

○アブラツノザメ（EU、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案）

3月23日 第1委員会 【否決】 ○ [賛成：60票（賛成票割合47.2%）
（日本は反対） 反対：67票 棄権：11カ国

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

（参考）附属書掲載のためには、出席し、投票した国（棄権は含まない）の2/3以上の賛成が必要。

今後の資源管理の取組みについて
(農林水産大臣談話)

- 1 今回のワシントン条約締約国会議において、提案されていた大西洋クロマグロの附属書Ⅰへの掲載、宝石サンゴの附属書Ⅱへの掲載等は見送られることになりました。

我が国は、持続的利用を図るべき漁業資源については、地域漁業管理機関が、科学的資源評価に基づき的確に資源管理を行っていくことが最も適切であると考え、各国に対して働きかけを行ってきたところであり、この度の結果は、我が国の主張が理解を得られたものと考えております。

- 2 しかしながら、相当数の国が附属書への掲載を支持したのも事実であり、その背景には、これまでの地域漁業管理機関の資源管理が十分な効果をあげていないのではないかという問題意識があるものと考えられます。
- 3 こうした状況を放置すれば、今後、大西洋クロマグロに限らず他の魚種もワシントン条約による規制の対象として提案される懸念もあります。
こうした懸念を払拭していくためには、各種の地域漁業管理機関及び各国の資源管理を十分な効果のあるものとしていくことが不可欠と考えます。
- 4 このため、我が国としては、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）をはじめ各種の地域漁業管理機関において科学的資源評価を踏まえた的確な資源管理措置を決定し、各国がこれを確実に遵守する体制の確立に向けて、従来にもまして積極的なリーダーシップを発揮し、開発途上国との連携・協力も強化しつつ、乱獲防止の先頭に立ちたいと考えております。
- 5 また、地域漁業管理機関のルールを遵守しない水産物については、一切輸入しない方針です。
- 6 更に、国際的なリーダーシップを発揮するには、我が国自らの資源管理を強化していくことが重要であり、資源管理に積極的に取り組む漁業者に対する所得補償制度の導入に向けて検討を急いでまいります。
- 7 資源状態に悪影響を与えることのないクロマグロの完全養殖についても、その技術の確立と普及・定着に努めてまいります。
- 8 農林水産省といたしましては、水産資源を持続的に利用し、水産物の安定供給を確保できるよう、最善を尽くして参りますが、国民の皆様におかれましても、今回の問題を食生活のあり方や限りある資源の利用のあり方を見直すきっかけとしていただければと思います。

平成22年3月25日
農林水産大臣 赤松 広隆